

# 社会福祉法人宰府福社会職員の行動規範

この「社会福祉法人宰府福社会職員の行動規範」は、「社会福祉法人宰府福社会職員の倫理綱領」に基づき、社会福祉法人宰府福社会職員が社会福祉実践において従うべき行動を示したものです。

## I. 人間の尊厳

### 1. 利用者最優先

- (1) 私たちは、利用者にわかりやすい表現で利用者に説明します。
- (2) 私たちは、利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る方法を優先し、それを利用者に明らかにしていきます。
- (3) 私たちは、援助を継続できない何らかの理由がある場合も、利用者を後回しにしないよう最大限の努力をします。
- (4) 私たちは、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重します。
- (5) 私たちは、利用者に福祉専門職として接し、私的な関係にはなりません。
- (6) 私たちは、個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはなりません。
- (7) 私たちは、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはなりません。
- (8) 私たちは、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはけません。

### 2. 受容

- (1) 私たちは、利用者に、暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図っていきます。
- (2) 私たちは、利用者の意思表出をはげまし支えていきます。
- (3) 私たちは、利用者を非難したり、無視したり、審判することがあってはなりません。

### 3. 説明責任

- (1) 私たちは、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝え支援します。
- (2) 私たちは、利用者の権利を分かりやすく説明し明らかにした上で援助をします。
- (3) 私たちは、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得できるよう説明し、確認していきます。

## II. 基本的人権

### 1. 利用者の自己決定の尊重

- (1) 私たちは、利用者が自分の目標を定め決定することを支援していきます。

- (2) 私たちは、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供していきます。
- (3) 私たちは、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明していきます。

## 2. 利用者の意思決定への支援

- (1) 私たちは、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者の権利擁護に努め、エンパワメントを支援していきます。
- (2) 私たちは、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用していきます。
- (3) 私たちは、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけないよう注意して支援します。
- (4) 私たちは、常に自らの業務が情性に陥らないように、自己の点検に努めます。

## 3. プライバシーの尊重

- (1) 私たちは、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように支援していきます。
- (2) 私たちは、利用者の個人情報を収集する場合、利用者の了解を得て行います。
- (3) 私たちは、問題解決を支援する目的であっても、細心の注意を持って、個人情報を使用していきます。

## 4. 個人情報の保持

- (1) 私たちは、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしません。
- (2) 私たちは、利用者の個人情報に関して、敏感かつ慎重でなければなりません。
- (3) 私たちは、業務を離れた日常生活においても、利用者の個人情報を保持しなければなりません。
- (4) 私たちは、記録の保持と廃棄について、利用者の個人情報が漏れないように慎重に対応しなければなりません。

## 5. 記録の開示

- (1) 私たちは、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得て行います。
- (2) 私たちは、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用します。
- (3) 私たちは、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではなりません。

## 6. 情報の管理

- (1) 私たちは、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮する必要があります。
- (2) 私たちは、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければなりません。
- (3) 私たちは、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学び、取り入れていきます。

## 7. 性的差別、虐待の禁止

- (1) 私たちは、利用者に対して性的差別やセクシャル・ハラスメント、虐待を行ってはなりません。
- (2) 私たちは、利用者や関係者に対して肉体的・精神的苦痛を与えてはなりません。
- (3) 私たちは、利用者が暴力やセクシャル・ハラスメント、虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければなりません。
- (4) 私たちは、性的差別やセクシャル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得るよう学ばなければなりません。

## 8. 権利侵害の防止

- (1) 私たちは、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければなりません。
- (2) 私たちは、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行っていきます。

## Ⅲ. 利用者サービス

### 1. 実践現場と綱領の遵守

- (1) 私たちは、倫理綱領を実践現場で遵守し支援していきます。
- (2) 私たちは、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めていきます。
- (3) 私たちは、実践現場の方針・手続き等が倫理綱領に反する実践をしないよう、綱領を意識しながら支援します。

### 2. 業務改善の推進

- (1) 私たちは、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めていきます。
- (2) 私たちは、実践現場で常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように取り組んでいきます。

### 3. 他の専門職等との連携・協働

- (1) 私たちは、所属する施設内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に連携・協働していきます。
- (2) 私たちは、他の専門職と連携し、サービス提供の開発や変更について提案していきます。
- (3) 私たちは、他機関の専門職と連携し協働するために、連携・調整の業務に努め、ネットワーク作りを進めます。

## Ⅳ. 専門的支援

### 1. 専門性の向上

- (1) 私たちは、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めます。

- (2) 私たちは、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するように努めます。
- (3) 私たちは、支援に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めていきます。

## 2. 専門職の啓発

- (1) 私たちは、福祉専門職であることを自覚し、専門職としての使命と責任の重要性に鑑み、理論と実務に精通するように努めていきます。
- (2) 私たちは、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある行動をとり、その専門職の啓発を高めていきます。

## 3. 信用失墜行為の禁止

- (1) 私たちは、あらゆる社会的不正行為に関わりません。
- (2) 私たちは、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めていきます。

## 4. 社会的信用の保持

- (1) 私たちは、福祉専門職としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動していきます。

## V. 地域貢献

### 1. 社会への働きかけ

- (1) 私たちは、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、社会参加を支援します。
- (2) 私たちは、日常生活においても、地域福祉の増進に積極的な参加を心がけていきます。
- (3) 私たちは、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支援していきます。

### 2. ソーシャル・インクルージョン(社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う)

- (1) 私たちは、特に不利益な立場にある利用者が、選択と決定の機会を行使できるように支援していきます。
- (2) 私たちは、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援していきます。
- (3) 私たちは、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを地域社会に伝えていきます。